

議第 1 3 9 号

財産の無償貸付けについて

次のとおり財産を無償で貸し付ける。

- 1 所 在 地 呉市焼山桜ヶ丘 2 丁目 7 7 2 番 2 3 3
- 2 種 別 及 び 数 量 土地（宅地）  
4 4 7 . 5 1 平方メートル
- 3 貸 付 期 間 令和 7 年 4 月 1 日からコミュニティ施設の運営の用途に供する期間（建物の解体撤去に要する期間を含む。）の末日まで
- 4 貸付けの相手方 呉市焼山桜ヶ丘 2 丁目 6 番 5 号  
桜ヶ丘自治会  
代表者 奥村 和彦

（提案理由）

旧呉市桜ヶ丘老人集会所の建物を無償譲渡することに伴い，その敷地の用に供されている土地を無償で貸し付けるため，地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により，この案を提出する。